

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年4月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年4月19日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後2時42分

会 場 議会棟全員協議会室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 小菅 広計 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 0名

出席職員	教 育 長	圓城寺 一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱)	榎本 泰之
	教育総務課長	菊間 明美	教育センター所長	松原 和弘
	社会教育課長	舎人 樹央	文 化 課 長	猪股 佳二
	美 術 館 長	柴田 芳彦	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦
事 務 局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	實川 和博

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より3件報告

最初に、令和5年度入学式・入園式について。入学式は、全ての中学校が4月7日、小学校は、和田小学校が4月10日、それ以外の小学校が4月11日、入園式は4月10日に行った。いずれも滞りなく終了し、新しい年のスタートを切っている。なお、小学校の新入生は1,095人、中学校の新入生は1,291人であった。

次に、校長会議について。年度初めに当たり、確認事項も含め大きく3点話をした。1点目、校長が夢を語り、率先して教職員を元気にしてほしいということ。校長が示すビジョン、方針を実現するために、健全な意見の衝突が可能となる心理的安全性の高い職員集団づくりに意を注いでほしいと願

いした。2点目、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけの変更など、対策の見直しが進む状況を鑑み、惰性或前例踏襲という現状維持思考を打破する好機と捉えてほしいということ。新しい企画や提案等については、まずやってみようというメッセージを発信してほしいという話をした。3点目、学校の危機管理について。昨今学校の法化現象、法律による調整や解決傾向、こういうものが加速している関係上、関係法規を知らなければ適切に対応できないばかりか、状況によっては教職員や学校を守れないということもあり得る。具体的にはいじめ防止対策推進法、いわゆる教育機会確保法、この辺りの法律制定があったので、これらを理解して、生徒の指導に当たっては、教職員の教育愛、使命感、経験だけではなく、法律を背にした指導、援助が必要である、こういう認識が必要であるという話をした。教職員の法知識の習得と法令遵守について、今まで以上に取組を深めてほしいということをお願いした。

最後に、印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会について。令和5年度印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会が、4月17日に成田市のホテル、ウェルコ成田で開催され、吉村教育長職務代理者、熊倉委員とともに出席した。今年度は、会長には成田市の佐藤勲委員が、副会長には八街市の山田良子委員、酒々井町の木村俊幸教育長が選任された。また、今年度から令和7年度までの3年間、事務局を佐倉市が担当することとなった。

② 教育委員会の人事異動について【教育総務課長】

令和5年4月1日付の教育委員会の人事異動について報告する。

資料の1ページ、個々の異動については資料によりご確認いただきたい。

資料の2ページから3ページ、管理職以外の異動者、昇格者、退職者及び派遣職員の一覧表である。

なお、教育委員会の職員数について、令和5年4月1日現在、教育長、一般職員のほか、再任用職員等を含めて154名である。

③ 令和5年度佐倉市立幼稚園、小・中学校一覧について【学務課長】

まず、小中学校の学級数について、小学校は通常学級273学級、前年度と比較して6学級の減、特別支援学級は80学級、前年度と比較して7学級の増である。中学校は通常学級123学級、前年度と比較して3学級の減、特別支援学級は27学級、昨年度と同数である。

続いて、児童生徒数について、小学校は通常学級と特別支援学級の児童を合わせて7,652名、中学校は通常学級と特別支援学級の生徒を合わせて4,022名である。小中学校合計で1万1,674名、前年度と比べて359名の減となっている。幼稚園児については、佐倉幼稚園14名、弥富幼稚園3名、合計17名で、昨年と比べて13名減となっている。

県費負担教職員について、小中学校合わせて842名、前年と比べて2名の減である。そのうち新規採用職員は、23名となっている。

④ 令和4年度のいじめの状況について【指導課長】

初めに、いじめの認知件数について、小中学校合わせて522件。令和3年

度末と比較して、小学校は 47 件の減、中学校は 31 件の増、全体では 16 件減少しているところである。現在、教職員一人一人が積極的にいじめと認知し、認知した上で情報を共有し、個人で判断せず組織で指導に対応するようにしている。

2 番目のいじめの状況について、解消に向けて取組中の事案が小中学校合わせて 126 件。これは、いじめを認知してから 3 か月を経過観察期間としているため、まだ 3 か月を経過していない件数が 126 件ということになる。このうち解消が困難な事案は、今のところ聞いていない。

3 番のいじめの内容について、昨年度と同様に冷やかしからいじめ、悪口などが最も多く、全体の半数を超えている。なお、このいじめの内容については、国、県に報告するための内容の抜粋となっている。

4 番のいじめ発見のきっかけについて、本人、保護者からの訴えが最も多くなっている。これは、学校や教職員への相談しやすい環境が整っているからだと捉えている。今年度も月例調査の継続、学校支援アドバイザーとの連携を図りながら、いじめの早期発見に努め、迅速かつ丁寧に対応していく。

⑤ 情報公開について【教育総務課長】

情報公開の処理状況について、佐倉市教育委員会における佐倉市情報公開条例施行規則第 4 条及び佐倉市教育委員会における個人情報保護に関する事務処理規則第 4 条では、開示請求に関して所属長において専決、開示等した場合は、教育委員会に報告する旨が規定されている。今回は令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月までの状況について報告する。

資料のとおり、社会教育課において公文書の開示請求が 2 件あり、いずれも不開示理由に記載のとおり、請求のあった公文書のうち法人に関わる情報を一部除いて部分開示とした。

なお、個人情報の開示請求については、請求はなかった。

⑥ 令和 4 年度各教育施設利用状況について【社会教育課長、文化課長】
(社会教育課長)

資料 1 ページ、図書館、視聴覚教材、公民館の利用状況である。図書館について、令和 4 年度は令和 3 年度と比較し、個人の貸出し冊数は約 5 % 減。例年減少傾向ではあるが、今回大きく減少した要因としては、夢咲くら館開館準備に伴う 2 か月の休館、それからシステムの入替えに伴う全館 2 週間の休館が大きく影響しているものと考えられる。ただ、佐倉図書館の 3 月、例年の 3 月の約 2 倍の貸出し冊数となっており、新しく図書館が開館したという効果が出ているものと考えられる。次の公民館について、令和 4 年度は令和 3 年度と比較し、貸出し件数、人数ともに 25% の増加となっている。増加の要因としては、調理室の利用、それからコロナ感染対策が緩和されたことにより、利用者が使いやすくなったと分析している。

続いて 2 ページ、学校開放に関する利用状況である。令和 4 年度は令和 3 年度と比較し、貸出し件数、人数ともに約 25% 増加している。増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大前に利用団体数が戻りつつあることにより、全体的に利用者数が増加したのと考えている。

(文化課長)

令和4年度の文化・文化財施設の利用状況について説明する。令和4年度の各施設は、新型コロナ対策を講じて開館と事業を継続し、施設利用を提供してきた。

武家屋敷等の文化財施設では、前年度と比較して、利用者、収入ともに増加し、新型コロナ前を上回った。美術館、音楽ホールの文化施設については、増加傾向にあるものの、新型コロナ前の状況に戻っていない。理由としては、ギャラリー、音楽ホール等の施設利用がまだ戻っていないことが原因と思われる。

資料3ページ、佐倉武家屋敷、旧堀田邸、順天堂記念館の利用状況である。4ページは市立美術館の利用状況、5ページは市民音楽ホールの利用状況、6ページは市民音楽ホールの自主文化事業と学校巡回音楽教室等をまとめた資料である。なお、市民音楽ホールの地下の練習室については、新型コロナウイルス感染症対策として、ホールを利用する方の控室としての利用に制限していた。

⑦ ゴールデンウィーク期間中の施設の開館について【文化課長】

ゴールデンウィーク中の佐倉地区の文化・文化財施設の開館について報告する。

佐倉武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館の文化財施設3館は、4月29日(土)から5月7日(日)まで休館なしで公開を継続。5月8日(月)、9日(火)は休館。佐倉市立美術館は、通常どおり月曜日休館。

なお、夢咲くら館について、通常は月曜日休館、月初めの火曜日は佐倉図書館の蔵書点検日で休館であるが、5月1日(月)、2日(火)は1階のみを開館している。

⑧ 佐倉ハーモニーホールのロゴマークについて【文化課長】

佐倉ハーモニーホールは、令和5年2月定例会において、佐倉市民音楽ホールのネーミングライツ事業に関する協定締結に伴い、愛称として報告している。2月定例会では未定だったロゴマークについて、資料のとおり決定し使用されていることを報告する。

⑨ 「ちば文化資産」の追加選定について【文化課長】

「ちば文化資産」は、正式には「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」と表記し、千葉県環境生活部、スポーツ・文化局、文化振興課が所管している。「ちば文化資産」は、平成30年度、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、千葉県内の文化資産の中から県民投票により111件を選定した。今回の追加選定は、令和5年6月に迎える千葉県誕生150周年を契機に新たに39件を追加し、合計150件とするため、県民投票を経て追加選定を行った。佐倉市では、国立歴史民俗博物館、佐倉花火フェスタ、本佐倉城、成田街道(佐倉道)が選定されている。

⑩ 感染状況について【指導課長】

今年度4月に入ってからのおいじめの状況については、4月末に学校から報

告を受けるため、来月の教育委員会会議で報告をさせていただく。

感染症の状況について、昨年度、佐倉市における児童生徒の新型コロナウイルス感染症の罹患者数は 2,722 名。そのほかの感染症については、水痘が 89 名、溶連菌感染症 23 名、感染性胃腸炎 20 名、流行性耳下腺炎 16 名、流行性角結膜炎 13 名、マイコプラズマ肺炎 2 名、そのほかヘルパンギーナ、手足口病、帯状疱疹、アデノウイルスが、それぞれ 1 名である。インフルエンザの罹患者数は 526 名。

今年度 4 月に入ってからからの状況について、インフルエンザが 16 名、感染性胃腸炎 3 名、流行性角結膜炎と溶連菌感染症が、それぞれ 1 名である。新型コロナウイルスは現段階での報告者数は 18 名。今後も感染予防対策の徹底を図っていきたい。

《委員から報告》

感染症の追加である。第 15 週、4 月 10 日から 4 月 16 日、インフルエンザが印旛市郡医師会内で 32 名。定点が 24 あるので、定点当たり 1.33。まだ流行期とは言えるが、大分減ってきている。第 14 週、4 月 3 日から 4 月 19 日がインフルエンザ 31 名、定点当たり 1.29。その前の第 13 週、3 月 27 日から 4 月 2 日が 58 名。定点当たり 2.42 であり、落ち着いてきたということになる。

ただ、感染性胃腸炎が第 15 週、4 月 10 日から 4 月 16 日で 119 名、これは定点 16、定点当たり 7.44 なので、こちらは少し心配。その前の第 14 週、4 月 3 日から 4 月 9 日が 83 名、定点当たり 5.19 であり、少し増加傾向にある。

新型コロナウイルス感染症の第 15 週、4 月 10 日から 4 月 16 日、検査数が 1,710 件、陽性者が 204 件、陽性率 11.9 である。感染者数が 204 名で少し減っているが、先月の陽性率が 7.05%だったので、少し増えている。

なお、昨日、おとといの東京都の感染者数は、おととい、月曜日の発表が 474 名だったのだが、火曜日は 1,696 名、大体 3.5 倍になっている。これは、日曜日から月曜日にかけての検査数の少なさのためだろうが、ただ少し増えている。千葉県の日曜日発表が 183 名、火曜日 528 名、若干増える傾向にある。

5 月 8 日から感染法上の分類が 5 類になる。5 類になるとインフルエンザと同じ扱いと考えていいのだが、油断するとまた増えてくるはずである。感染対策は、今までと変わらずにやっていただきたい。

我々医療機関は絶対マスクをつけていただくが、学校の場合、マスクの着用が非常に難しい。その扱いをどうするかというのは、教育委員会として指針を出していただいたほうがいいかもしれない。文科省から指針が出ているのだが、それを参考にさせていただければと思う。

今重症化は少ないのだが、やはりかかるとその間は活動ができないので、注意をされたほうがいいかと思う。

それからワクチン接種、4 月に入ってから始まったのだが、ほとんど予約がない。関心が薄れている。小学校、12 歳からの場合もあまり接種率は上がっていないだろう。

ほかの感染症については、ほとんど危惧するようなものはないので、今のところ、感染性胃腸炎のほうがむしろ心配である。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：1ページ、委員委嘱候補者の名簿と委嘱期間である。2、3ページは学校歯科医の名簿、4ページは委嘱状（案）、5、6ページは佐倉市立小学校及び中学校管理規則となっている。

次に、今回の委嘱を審議いただくことになった経緯を説明する。3ページの43番、秀島潔先生を推薦させていただく。これまで井野小学校で学校歯科医を務めていただいた先生が、このたび4月にご逝去された関係で欠員が生じたための推薦である。

委嘱期間は、令和5年5月1日から令和6年3月31日までとなっている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市立美術館運営協議会委員の委嘱について

美術館長より上程議案の説明

内容：美術館の設置及び管理に関する条例第17条に基づき、重要事項の調査、審議の際に、美術館運営協議会を設置しており、このたび委員の任期満了に伴い、新たに委嘱しようとするものである。

資料の1ページ、委員の候補者一覧である。条例上、委員の定数は10人以内となっており、今まで10人の方でお願いしていたが、今回委員のお一人から辞意の表明があり、急遽代わりの方を探していたのだが、協議が調わず、今回の教育委員会議には間に合わなかったため、候補者9名となっている。今後協議が調い次第、議案として提出させていただく。

今回の候補者9名のうち、学識経験者の方は5名、学校教育関係者の方1名、市内美術団体からの推薦の方3名である。なお、再任の方が7名、新任の方が2名、委嘱期間は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までとなっている。

資料の2ページ目、候補者の略歴、専門分野等を記載している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

条例第17条、ここにはそれぞれ学識経験者、あるいはその他の各分野からということで、学校教育、社会教育の関係とか、そういう記載があるのだが、専門分野については、特に選考の過程で何か考慮があったのか。

【美術館長】

専門に関しては、美術館の収集方針としては、近現代の佐倉市ゆかりの方、房総ゆかりの作家の作品を収蔵するとなっているので、近現代の方をお願いしている。

【委員1名より】

各候補者の経歴が書いてあるのだが、専門分野について、工芸とか近現代美術とあるのだが、これはバランスとしては問題ないのか。

【美術館長】

既存作品の評価などをしていただく関係上、工芸部門のものもあるし、絵画のものもある。多くは絵画のものの方が多く関係上、このようなバランスになっている。

【委員1名より】

なるべくバランスの取れた人事をお願いしたい。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言